適正搬入申出書

(「廃石綿等」排出事業者)

年 月 日

東京都知事 殿

都の埋立処分場に搬入する産業廃棄物については、<u>東京都廃棄物規則第13条に定める受入基準</u>及び<u>搬入承認書に記載された事項</u>を遵守し、適正に搬入することを申し出ます。なお、産業廃棄物の搬入に関する違反行為に対しては、当該廃棄物を持ち帰るとともに、行政処分等があった場合には、都の指導に従います。

申出人 住所

氏名

囙

受入基準等抜粋

- 1. 危険物及び有害物等が判定基準を超えるもの、並びに一般廃棄物は搬入しません。
- 2. 承認を得ていない種類の産業廃棄物は搬入しません
- 3. セメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包して搬入します。

固化強度については一軸圧縮強度 0.98 メガパスカル以上であることを確認した上、搬入します。

原則として、第1回目の搬入の際に東京都登録試験機関で発行された圧縮強度試験 成績書を提出します。なお、これによりがたい場合は、後日、必ず提出します。

- 4. 固化物の形状は、おおむね重さ10キログラムかつ最大径30センチメートルを超えるものは搬入しません。
- 5. 他の種類の産業廃棄物を、同じ運搬車両に混載して搬入することはしません。
- 6. 搬入にあたっては、承認量を遵守します。
- 7. 必要に応じて行われる都の追跡調査に協力します。
- 8. その他、都及び係員の指導に従い搬入します。